

京都商工連

2011 vol.55

だより

5
may

〈発行者〉京都府商工会連合会

京都市右京区西院東中水町17

TEL.075-314-7151 FAX.075-315-1037

URL:<http://www.kyoto-fsci.or.jp>E-mail:webmaster@kyoto-fsci.or.jp

発行:平成23年5月1日



【今月の特集インタビュー】

がんばってます!

株式会社 森忠建設造園 専務取締役 森本 真一郎 氏

contents

- 2 今月の特集インタビュー「がんばってます!」
- 3 南山城村商工会会長による会員事業所訪問記
社会企(起)業家ビジネス支援事業／平成23年度人事異動のお知らせ
- 4 あなたの会社にちょっとイイ話／中小企業支援ネットワーク強化事業
経営安定特別相談室の現場から
平成23年度経営安定特別相談室を構成する専門スタッフ名簿
- 5 ええもんおまつせ～伊根町商工会員の「新商品」ほか紹介
シリーズ一筆啓上・・・与謝野町商工会長
- 6 東北地方太平洋沖地震に伴う府内中小企業への金融支援について
京都府 金融支援／日本政策金融公庫
- 7 あんしん借換融資
- 8 シリーズ わがまち・・・京丹波町
5月・6月商工会みどころ情報／小規模企業共済制度に共同経営者も加入できます!

Business Trend KYOTO 【勝ち抜くための経営戦略情報サイト】

ビジネストレンド京都

～京都商工連だよりWeb版～

▶▶▶ <http://biz.kyoto-fsci.or.jp>

がんばってます!

株式会社 森忠建設造園

専務取締役 森本 真一郎氏

2010年度「知恵の経営」実践モデル企業に認定。

入社当時から、「森忠建設造園」に様々な改革をもたらした森本真一郎氏が挑戦し続ける理由とは?

**末永い共存共学を目指して:
顧客・パートナーとの強い絆が
「森忠ブランド」をつくる!!**

外からも内からも信頼される企業にしたい...
経営革新を決意!!

相模郡精華町に位置する「株式会社 森忠建設造園」は、一般家屋の造園・外構、大手企業の植栽管理、メンテナンス等、造園業から外構・エクステリア工事まで、建物周りを一貫してサポートしている企業だ。幅広い事業展開とともに、近年では業界内でもいち早く取り入れた3D・CADで施工完成図を描く。顧客の要望を立体的な図面で説明し、打合せをしながら瞬時に変更を加え完成図を仕上げていく。

**自分を信じて突き進む!
変えたければまずは社内から!**

まずは売上や入金が多くなる事が多かった決算月を9月から5月へと変更する事から始めた。これにより、会社全体で取り組む先々の事業計画を立てる事ができるようになった。そして次に取り組んだのが、雇用形態の改革である。基本的に屋外作業が中心の造園・外構業界は、雨の日を休日にするために従業員の雇用状況

てからは同社でアルバイトとして経験を重ね、平成8年に正式に入社。だがその当時、社の運営システムや雇用・就業規則等に納得のいかなかった真一郎氏は、入社を機に、これらの仕組みを変える取組に着手したのである。

態が安定せず、収入も変動する事が多かった。そこで真一郎氏は休日を全てカレンダー通りにし、給料も日給から月給に変更した。先の取り組みで打ち出した事業計画を推進するためにも安定した労働力の確保が必要だった。これらの試みはやがて従業員たちの協力もあって序々に実を結び、会社全体のモチベーションアップに繋がるなどの良好な結果を生み出した。

さらに従業員同士で互いに切磋琢磨しあい、会社一丸として成長するための努力も怠らない。まずは全員参加の朝礼を開始し、それぞれの現場を理解しあう為に報告や連絡をする事から始めた。また週替わりで司会進行をすることで、人前で話す練習の場としても活用している。その

成果に真一郎氏は「うちの従業員は皆プレゼンテーションがうまい」と顔をほころばせる。また、従業員も様々なセミナーへの参加を積極的に促し、重要な話や資料は全員で共有するようにしている。日頃から多くのコミュニケーションをとる事で、良い会社の基盤づくりを行っているのである。従業員には、普段から誰にも負けないオンリーワンの技能を身に付け、と

同社のルーツは現・代表取締役である父・忠彦氏が昭和54年に起業した「森忠造園」である。時代のニーズと共に事業内容をソフトさせ、平成3年に現在の業態に落ち着き、その頃に社名も改めた。現在は後継者の専務 真一郎氏が経営全般に携っており、経営改革に取り組んでいる。そして平成22年には、精華町商工会の支援を受け「知恵の経営」実践モデル企業に認証され躍進を遂げている。父の背中を見て育った真一郎氏は、造園専門高校卒業後、宇治の造園業者で3年間造園業を学んだ。退社し



リアルで分かりやすい3D-CAD図面



毎日の朝礼の様子

経営支援員のメッセージ

株式会社 森忠建設造園の「知恵の経営報告書」は経営者の努力は勿論、専門家による熱心な支援の甲斐もあり、「知恵の経営実践モデル企業 認証」という、結果に結びつけることができました。

認証とともに、作成していく過程で得られたマネジメントに対する気づきが、何よりの成果ではないか、と感じています。

精華町商工会経営支援員 岩井 香織

インタビューの続きはWebで

ビジネストrend京都 ▶▶▶ <http://biz.kyoto-fsci.or.jp>

南山城村商工会会長による会員事業所訪問記

商工会法施行50周年を機会に、各商工会では会長さんを始め役職員総出で会員事業所を訪ねられ、商工会に対する期待や事業要望などをお聞きする取組が行われています。今回はその取組の様子を、まずは最南端に位置する南山城村(会員事業所78)の取組を経営支援員から報告いただきましたので掲載します。

商工会長が全会員事業所を直接巡回することは、会員事業所の方がもつ、商工会に対する要望や不満を自分の耳で確かめるよい機会でもあります。

建設・建築業の会員事業所は、昼間は外に出ておられてお留守が多く思うようにお話が聞けませんでした。小売・飲食・サービス業等ではお一人お一人からご意見をいただいたり、会長から企業に対して提案される場面もあり、会長と会員事業所との信頼関係が深まったのではないかと感じられました。

巡回を終え、会長からは、長年商工会役員をしてきたが、いろんな事に一生懸命取り組んでおられる会員事業所の様子に、直に触れた経験は少なく、「感心した」と感想をのべられました。

今回の巡回訪問でお会いできなかった会員事業所に対しては、時間帯を変えて巡回するか、お留守の場合には、アンケート等を投函して後でご意見を頂戴するなどしたいと思います。

また、集まったご意見・ご要望に沿って南山城村商工会として何を今するべきかを考え事業を推進して行きたいと思います。

南山城村商工会経営支援員 北西孝司

※会長による商工会会員事業所巡回の様子は今後定期的に掲載したいと思いますので、事例をどしどしお寄せ下さい。



精巧に作られた竹バランストンボに関心



料理旅館「清風荘」にて

社会企(起)業家ビジネス支援事業

宇治田原町 旬体感手づくり工房

京都府商工会連合会では、地域の課題をビジネスの視点で取り組む事業を支援する、社会企(起)業家ビジネス支援事業を実施。平成22年度は4事業に支援を行いました。今回はそのひとつ、宇治田原町「旬体感手づくり工房」(以下手づくり工房)の取組を紹介します。

旬体感手づくり工房は、宇治田原町湯屋谷地区において、主に有機農産物の生産を行う農家の集まりです。今回、本支援施策を活用し、主に3つの事業を実施しました。

①町内産こだわり農産物を使用した「食品加工体験イベント」の実施②製品化へ向けた製品デザインの作成やホームページなど販売促進ツールの整備を実施③休耕田を借り受け新たな農産物の生産を実施。具体的な今年度の食品加工体験イベントは、そば打ち、梅干作り、味噌作り、こんにゃく作り、お餅つきなど、参加者はのべ119名に達しました。手づくり工房が大切にしているものは、イベント参加者との協働で行うモノ作りであり、今年度の取組は今後こだわりの加工食品を製造する上で、貴重な経験となりました。

また、今回新たな取組として地域の休耕田を借り受け、そばの栽培にも挑戦しました。このところ宇治田原でも、サル・シカ・イノシシなどによる獣害が多発しており、栽培したそばも8割が鹿の被害に合い、残り2割17kgを収穫することが出来ました。今回収穫されたそばは、試食会を兼ねて地域の皆様へ振舞いました。この取組が、地域の休耕田活性化のきっかけになればとも考えています。

手づくり工房が最終的に目指しているものは、地域の力でこれらの事業を育成し、若い世代が地元の一産業へ希望をもって従事出来るような、まちづくりを行うことです。

山城ビジネスサポートセンター経営支援員 石黒太郎



成果を報告する「旬体感・手づくり工房」谷口代表

平成23年度人事異動のお知らせ

商工会・商工会連合会

商工会

◆事務局長

向日市商工会 : 中川 勲(経営支援員)
和束町商工会 : 竹谷 保廣(経営支援員)

◆経営支援員

向日市商工会 : 長尾 卓治(新規採用)
八幡市商工会 : 藤井 明登(長岡京市商工会 経営支援員)
京丹後市商工会 : 岡 朋博(京都府商工会連合会 専門経営指導員)
大山崎町商工会 : 佐藤 進司(新規採用)
久御山町商工会 : 檜垣 哲也(京都府商工会連合会 専門経営指導員)
和束町商工会 : 柿森 秀明(京都府商工会連合会から転籍 経営支援員)
和束町商工会 : 石徳 正和(新規採用)
南山城村商工会 : 北西 孝司(和束町商工会から転籍 経営支援員)
与謝野町商工会 : 市田 哲也(福知山市商工会 経営支援員)

◆一般職員

山本 真弓(宇治田原町商工会 記帳指導員)
奥谷 裕子(久御山町商工会 任期付常勤委託職員)

商工会連合会

谷村 貴洋 経営支援部経営支援課 主事(新規採用 4月11日付)
島本 俊博 経営支援部経営支援課 嘱託専門指導員
森 福美 総務部総務・会員サービス課臨時職員

退職

和束町商工会 : 渡邊 弘史(和束町商工会 事務局長)
京丹後市商工会 : 村尾 隆男(経営支援員)
南丹市商工会 : 八木のり子(経営支援員)
久御山町商工会 : 元井 はるみ(経営支援員)
向日市商工会 : 川端 和子(記帳継続指導職員)
久御山町商工会 : 本田 暢昭(任期付常勤委託職員)
京都府商工会連合会 : 中川 章(嘱託専門指導員)

平成23年3月31日付退職者及び4月1日付採用者を記載しています。

中小企業支援ネットワーク強化事業

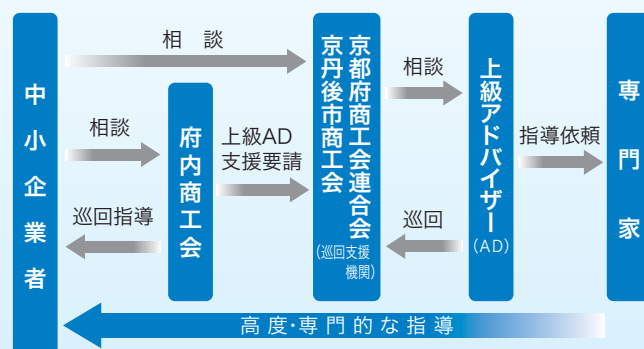
中小企業支援ネットワーク事業スタート！

平成23年4月1日からスタートした本事業は、経済産業局と商工会などが連携を強化し、高度化する中小企業の経営課題解決の支援にあたります。

この事業は、「経営革新」や「知恵の経営報告書作成」といった事業戦略構築から、後継者にバトンを渡す「事業承継」、行き詰った事業を再度立て直す「事業再生」などといった問題に直面する中小企業の経営者の下に、それぞれの分野のプロフェッショナルである「専門家」を派遣し、その解決を支援する事業です。

専門家が派遣される流れ

- ① どんなことが今、問題になっているのか、まずはお近くの商工会経営支援員にご相談下さい。
- ② 商工会経営支援員があなたの相談を取りまとめ、京都府商工会連合会の上級アドバイザーに支援要請を行います。
- ③ 支援要請を受けた上級アドバイザーは、社長にヒアリングを行い、問題解決につながる最も相応しい専門家をあなたの会社に派遣します。



相談回数は、3回まで 費用は無料

お問い合わせ 連合会経営支援課 075-314-7151 (担当:山本)

経営安定特別相談室の現場から

金融円滑化法が施行され1年が経ちました。法施行直後の平成22年度は経営安定特別相談室の相談件数は約半分に減りました。

これは、これまで当会の商工調停士が金融機関や信用保証協会と調整・交渉してきた借入金返済条件の緩和が、申込人と金融機関の間で100%近い実行率で実行されてきたからではないかと考えています。(金融庁HP参照)おそらくこの傾向は、法施行が終了するまで続くと思われます。

その一方で、早期に返済条件緩和が実行された事業者の中には、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」(＝いわゆる実抜計画)の策定を迫られている事業所もあるのではないかと思います。

今後震災の影響により、業況の見通しは一層複雑なものになり、資金繰りの悪化を新たな借り入れで対応するのではなく、返済条件の緩和で対応するのは非常に賢明な判断だと思います。そして本当の勝負は条件緩和期間中にこういった手を打つかに掛かっています。

経営安定特別相談室へのご相談はお近くの商工会経営支援員を通じお気軽にご相談下さい。

事業再生計画策定のプロフェッショナルである商工調停士が親身に時に厳しく、事業再生計画策定とその実行までを支援します。

お問い合わせ 連合会経営支援課 075-314-7151 (担当:山本)

平成23年度経営安定特別相談室を構成する専門スタッフ名簿

相談員	石川 泰久 弁護士	商工調停士	伊東 伸 中小企業診断士
	江藤 祥子 弁護士		澤村 正宣 元 京都信用保証協会理事
	小西 清茂 弁護士		高木 敏次 経営士
	高橋 行雄 弁護士	新任	成岡 秀夫 中小企業診断士 事業再生士補
	綿島 浩一 弁護士	新任	松田 茂 中小企業診断士 行政書士 社会保険労務士
			松野 修典 中小企業診断士
			山岡 正勝 中小企業診断士

(50音順)

ええもんおまつせ〜

このコーナーでは商工会員の「新商品」「逸品」「注目商品」についてご紹介いたします。

No.9

商品名 丹後・伊根の海と山が作った

「のっけて食べる京野菜みそ」

京都北部・丹後半島にある伊根町。浦島伝説の伝わる本庄地区で、こだわり農法で栽培したブランド京野菜の規格からちょっと外れた「九条ねぎ」と、伊根町産のお米と国産有機大豆を昔ながらの手法で仕込み、8ヶ月以上熟成させることでまったりとした「うまみ」が出た田舎味噌を原料に、浦島の里で加工した「九条ねぎ味噌」は、丹後の海と深い山に囲まれた伊根が育んだおかずみそです。熱々の白御飯やパンにも添えると、懐かしくも濃厚な風味が広がります。



問い合わせ:

浦島の里

☎0772-33-5133 伊根町商工会員

No.10

商品名

「丹後のばらずし」

京都丹後地方では、お祝い事やお祭りなど人が集まる時には各家庭で「ばらずし」を作ってもてなします。

一般家庭では缶詰の鯖を使用しますが、弊社では、自社にて鯖を焼き昔ながらの焼鯖そぼろにこだわって、手間を惜しまず、じっくり時間をかけ、甘辛く炊いた「鯖そぼろ」が懐かしい故郷の味、伝統の郷土料理です。



問い合わせ:

(株)加悦ファーマーズライス

☎0772-44-3630 与謝野町商工会員

一筆啓上（商工会長シリーズ）

去る3月11日の東北地方太平洋沖地震により、多くの地域において、商工会組織始まって以来の未曾有の大被害が発生いたしました。

今般の大地震により被災された皆様に対して、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をご祈念いたします。

本商工会では、かつて経験したことのない極めて厳しい経済状況が長引いており、有効的な経済活性化策が求められています。このような中、消費活力の増進を維持し、地域内消費の拡大を図る目的で、京都府並びに与謝野町から補助金をいただき、「振興商品券事業」を実施し、大きな成果をあげる事ができ、地元小規模事業者の方々に少しでも役に立てたと思っております。

また、長年の念願であった京都縦貫自動車道の与謝・天橋立ICが3月12日に開通し大いなる交通人口が見込まれ経済効果が期待され、これに向けた活動を促進してまいりたいと思います。

一刻も早い復興に対する国の対策が必要だと思えます。厳しい状況ではありますが、早期の景気回復が望まれます。

与謝野町商工会長 安田光孝

東北地方太平洋沖地震に伴う府内中小企業への金融支援について

京都府 金融支援

京都府・京都市では、東北地方太平洋沖地震に対応し、新たに融資制度を創設しました。

1. 東北地方太平洋沖地震緊急融資(短期資金)

地震の影響を受ける中小企業の一時的・緊急的な資金需要に対応し、新たに短期の制度を創設。

融資限度額	無担保 3,000万円
資金使途	運転資金
融資金利	年1.7%(固定金利)
融資期間	1年以内

2. 東北地方太平洋沖地震緊急融資(長期資金)

セーフティネット保証の対象者向けに、最長融資期間10年の制度を創設。

(平成23年9月末までは、原則、全業種が対象)

融資限度額	無担保 8,000万円 有担保 2億円
資金使途	運転資金・設備資金
融資金利	年1.8%(固定金利)
融資期間	10年以内

実施時期

・融資申し込みは、取扱金融機関で平成23年4月1日から。



1. 特別相談窓口の設置及び電話相談の実施

3月11日付で、全国の支店に「平成23年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口」を設置し、被害を受けた中小・小規模企業や農林漁業者の皆さまからの融資相談及び返済相談に対応しています。また、支店における窓口相談のほか、以下の態勢で電話相談(事業資金相談ダイヤル)も行っています。

<電話相談(事業資金相談ダイヤル)の態勢>

		平日(9時から19時)	土日祝日(9時から17時)
連絡先	小規模企業向けの小口資金(国民生活事業)	TEL 0120-154-505	TEL 0120-220-353
	中小企業向けの長期事業資金(中小企業事業)		TEL 0120-327-790

2. 「災害復旧貸付」及び「農林漁業セーフティネット資金」の適用

本災害により被害を受けられた中小・小規模企業の皆さまを対象に、全国の支店で「災害復旧貸付」を取り扱っています(国民生活事業及び中小企業事業)。なお、農林漁業者の皆さまには、「農林漁業セーフティネット資金」を取り扱っています(農林水産事業)。

<融資制度の概要>

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	災害復旧貸付	
融資限度額	3千万円(※1)	1億5千万円(別枠)
融資期間(うち据置期間)	10年以内(2年以内)(※2)	

(※1) 国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

(※2) 国民生活事業においては、普通貸付を適用した場合の融資期間(据置期間)です。

<返済相談等への対応>

条件変更相談への柔軟な対応	・ 震災の影響により返済猶予の申し出が遅れた場合でも、返済期日に遡及して返済猶予の手続きを実施 ・ 提出書類の簡素化(決算書提出の省略が可能など) ・ 電話等の簡便な手段による相談が可能
---------------	---

平成23年3月18日現在
株式会社日本政策金融公庫



なが——い、おつきあい。

良かったなと言える人生。
優しい気持ちになれる人生。
自分らしく生きる人生。
京都銀行は、人生のさまざまなチャンスで、
気さくにサポートする飾らない銀行です。
どうぞ、なが——い、おつきあいを。

飾らない銀行
京都銀行
<http://www.kyotobank.co.jp/>

あんしん借換融資

平成23年4月1日現在

経営環境が回復しないまま、震災が発生し府内商工会地域の中小企業の皆さんの状況は大変厳しくなっており、京都府では、既存の制度融資を拡充するなど金融支援に取り組まれています。府内中小企業の皆様の利用実績が多い「あんしん借換融資制度」をご紹介します。

融資対象となる方	◆京都府内の中小企業者、組合であって、次の両方の要件を満たす方 ① セーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第4項各号)の適用を受ける特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方 ② この制度の活用により安定的経営が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分ある方 ※京都府税及び京都市税(京都市以外の方は府税のみ)の滞納がないこと	
資金使途 融資期間等	◆運転資金・設備資金 10年以内 経営安定支援協議会(保証協会・金融機関等)の指導を受けること 〔原則として均等月賦返済 必要に応じ2年以内の据置可〕 ※保証協会の保証付き既往借入金(金融安定化特別保証付き等の既往借入金除く)の借換可	
融資利率	◆年1.8%(固定金利)	
区分	中小企業者・組合	小規模企業者・小規模組合 従業員20人(商業・サービス業は5人)以下
融資限度額	有担保で2億円、 無担保で8,000万円 ※一般保証とは別枠での利用が可能(ただし、保証協会の保証利用可能額(別枠)の範囲内)	1,250万円 保証協会の全ての保証付き融資残高(別枠)を含み1,250万円以内 ※一般保証とは別枠での利用が可能(ただし、保証協会の保証利用可能額(別枠)の範囲内)
事業実績	府内で6ヶ月以上同一事業を行っていること	府内で1年以上同一事業を行っていること
担保・保証人	保証協会の保証が必要 法人代表者(組合の場合は代表理事)の連帯保証は必要	保証協会の保証が必要 原則法人代表者(小規模組合の場合は代表理事)の連帯保証は不要
受付機関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 〔京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西アーバン銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱東京UFJ銀行、商工中金〕	
実施期間	◆平成24年3月末まで	

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

セーフティネット保証(あんしん借換融資利用の際の適応条件です。)

平成23年4月1日現在

1号 <倒産関係>

国が指定する再生手続開始申立等事業者に対する売掛金等の回収が困難なため経営に支障が生じている方

指定企業	平成23年3月3日現在、京都府内での指定企業はありません
市町村長の認定要件	指定企業に対して申請時点において50万円以上の売掛金債権又は前渡金返還請求権を有していること、若しくは申請時点において申請者の全取引規模のうち指定企業との取引規模が20%以上であること。

5号 <不況業種関係>

国の指定する不況業種に該当する方

市町村長の認定要件	次のいずれかに該当すること。 イ) 最近3ヶ月間の平均売上高が前年同期の月平均売上高に比べて5%以上減少していること。 ロ) 原油価格の上昇により、売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず販売価格等の上げが困難であるため、最近3ヶ月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が前年同期に比べて上回っていること。 ハ) 平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1ヶ月間の売上高が前年同月に比べて20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高が前年同期に比べて20%以上減少することが見込まれること。 →この要件に該当する府内の中小企業者・組合は「東北地方太平洋沖地震緊急融資(長期資金)」の融資対象になります。
-----------	--

6号 <破綻金融機関関係>

取引金融機関の破綻によって金融取引に支障を来している方

市町村長の認定要件	破綻金融機関と取引を行っており、金融取引に支障を来していること。
-----------	----------------------------------

7号 <金融機関の経営合理化関係>

国の指定する金融機関(指定金融機関)において支店統廃合等の経営の相当程度の合理化によって借入の減少した方

主な指定金融機関	新生銀行、福邦銀行、京都北都信用金庫、京滋信用組合 他
市町村長の認定要件	① 指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。 ② 指定金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。 ③ 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。

※指定金融機関の指定期間…平成23年1月1日～平成23年6月30日

8号 <整理回収機構譲渡関係>

(株)整理回収機構(RCC)に貸付債権が譲渡され、借入が減少している中小企業のうち、再生可能性のある方

市町村長の認定要件	① 整理回収機構に貸付債権が譲渡されたことを確認できる書類(債権譲渡通知書等)を有していること。 ② 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。 ③ 事業再生の目標、経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画等を規定した事業計画を作成していること。 ④ 整理回収機構に対する債務の返済条件の変更を受けていること。
-----------	--

◆セーフティネット保証の市町村長認定の詳細(指定期間、要件等)については、事業所所在地の市町村の認定窓口にお尋ねください。

〔なお、2号(事業活動の制限)、3号(災害・地域業種関係)及び4号(災害・地域関係)については、現在、京都府内では該当がありません。〕

シリーズ わがまち

京丹波町

京丹波町商工会

〒622-0214 京都府船井郡京丹波町蒲生野口45-1

TEL:0771-82-0575 FAX:0771-82-2387

URL <http://kyotamba.kyoto-fsci.or.jp>

E-Mail kyotamba-sci@kyoto-fsci.or.jp



七色の木

新緑の季節を彩る七色の木

京丹波町は京都府のほぼ中央部に位置し、古くより山陰街道の主要点としての役目を果たしてきたところでもあります。

まちの標高は比較的高く、昼夜の寒暖の差も大きいことから、自然の木々にも色鮮やかな美しい風景を楽しませてくれる癒しの空間が多く残っています。

町の北部には標高917mの「長老ヶ岳」がそびえ、頂上からの眺めは360度の大自然のパノラマが広がり、大自然の雄大さを肌で感じさせてくれます。

登山道の近くには、京都府自然200選にも登録された「七色の木」と呼ばれる不思議な木があります。幹周り7.35m、樹高11mの巨木で、カツラの木の本体にスギやケヤキ、フジ、カヤ、イロハモミジ、イタヤカエデの6種類の木が共生しているもので、町の天然記念物にも指定されています。

お時間がございましたら、是非一度お立ち寄りいただき、ゆっくりと自然を満喫していただきたいと思います。

5・6月商工会みどころ情報

日時	イベント内容	問い合わせ先
5月1日(日)～ 6月30日(木)	和束町 「京都宇治 和束茶フェア」 リーガロイヤルホテルグループ4ホテル同時開催 会場:リーガロイヤルホテル京都 お茶摘み体験宿泊プラン(募集:5月14日～6月30日) リーガロイヤルホテル大阪 リーガロイヤルホテル堺 「アンチエイジング セミナー」開催(5月24日) リーガロイヤルホテル東京 「宇治茶の歴史 セミナー」開催(6月12日)	和束町商工会 担当 竹谷 0774-78-3321
5月8日(日) 10:00～16:00	和束町 お茶の郷和束“満喫”イベント 集合場所:和束町体験交流センター 茶摘み体験(茶娘衣装貸出) 茶工場見学 茶香服体験	参加者募集 和束町商工会 担当 竹谷 0774-78-3321
5月15日(日) 9:00～16:00	笠置町 第6回「自分探しの修行体験」 会場:笠置町笠置寺 Pあり 奈良時代、南都仏教寺院の修行の山として、多くの僧侶が入峰した京都”笠置山”で、現代の修行を体験できます。 日常の喧騒を離れ、自然の中、ひとときの修行体験で心身共にリフレッシュ!…いままでの自分とは違った自分に出会えるかも… 予定人数:10名 申込締切:5月11日(水) 参加料:1人10,500円(座禅後の精進料理、修行衣、天然温泉入浴券を含む)	参加者募集 笠置町商工会 担当 中西 0743-95-2159

平成23年1月から

小規模企業共済制度に共同経営者も加入できます!

小規模企業共済制度は、「小規模企業の経営者のための退職金制度」

《特徴として》

- ① 掛金は全額所得控除。受け取る共済金も退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱い。
- ② 共済金の額は、個人事業の廃止で掛金を約年1.5%相当で複利運用した額、また老齢給付(年齢が満65歳以上で掛金納付年数が15年以上)で掛金を約年1.0%相当で複利運用した額。
- ③ 急に事業資金が必要な時は、納付済掛金の8～9割の範囲内で事業資金の借入れが可能。
- ④ 加入できる方は、常時使用する従業員数が20人以下の製造業、建設業等(商業・サービス業は5人以下)の個人事業主及び会社等の役員。掛金月額は、1千円～7万円の範囲内で自由に選択可能。

さらに

平成23年1月より個人事業主の「共同経営者」も2名まで加入することができ、加入した共同経営者の掛金も全額所得控除の対象となります。

事業主のみならず、その配偶者や後継者などの共同経営者も安心して事業に専念できる環境が整いました!

詳しい内容のお問合せと加入申込みは、最寄の商工会へ